

改正 平成17年12月27日条例第175号

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、八戸市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、八戸市情報公開条例(平成14年八戸市条例第6号)及び八戸市個人情報保護条例(平成17年八戸市条例第175号)において使用する用語の例による。

一部改正〔平成17年条例175号〕

(職務)

第3条 審査会は、八戸市情報公開条例第17条第1項又は八戸市個人情報保護条例第35条第1項の規定による諮問に応じ審査を行うほか、実施機関からの諮問に応じて情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

一部改正〔平成17年条例175号〕

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議をしなければならない。

4 委員又は委員であった者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

一部改正〔平成17年条例175号〕

(会長)

第6条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立て又は再申出に係る事件に関し、不服

申立人、参加人若しくは諮問実施機関の職員（以下「不服申立人等」という。）又は再申出をした者に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成17年条例175号〕

（意見の陳述等）

第9条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

一部改正〔平成17年条例175号〕

（提出資料等の写しの送付）

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第9条第3項の規定により不服申立人等から資料又は意見書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、不服申立人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う不服申立て及び再申出に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

一部改正〔平成17年条例175号〕

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例175号〕

附 則

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に八戸市情報公開条例附則第2項の規定による廃止前の八戸市情報公開条例（平成8年八戸市条例第29号）第17条第2項の規定による委嘱を受けている八戸市情報公開審査会の委員は、その任期中、第4条第2項の規定により委嘱された八戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員とみなす。

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則（平成17年12月27日条例第175号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定及び附則第3項の規定（八戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年八戸市条例第8号）第14条の次に1条を加える改正規定に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。